

補助金交付申請手続きについて

<p>1 申請の受付</p>	<p>(1)補助金交付要綱に基づき、下記の書類を提出する。</p> <p>①補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>②対象システム設置工事前の屋根と建物の状況を示す写真。 ※屋根の状況と住宅の外観が一体となっていることがわかる写真。 撮影方法は別紙撮影例を参照</p> <p>③システムを設置する場所を示す地図（住宅地図の写し等）</p> <p>(2)その他必要な書類の提出を求める場合がある。 ※対象システム着工予定日の<u>一週間前までに</u>書類の提出をお願いします。</p>
<p>2 対象者</p>	<p>■太陽光設備</p> <p>(1)自ら居住する市内の専用住宅若しくは併用住宅*1又はこれらの住宅に付属する車庫・物置等に設置するもの。ただし、既に本事業による補助を受けた住宅等を除く。</p> <p>(2)対象システム設置工事前に申請し、補助金交付決定通知書（様式第2号）に記載された、交付決定年月日以降に工事着工するもの。</p> <p>(3)遅滞なく平成31年3月29日までに補助金交付要綱に基づき、実績報告ができるもの。</p> <p>(4)電力会社と電灯契約をしているもの。</p> <p>(5)市税の滞納のないもの。</p> <p>(6)その他については、補助金交付要綱による。</p> <p>*1 設置居住の用に供する床面積が延床面積の2分の1以上を占める住宅。</p> <p>■蓄電池設備</p> <p>(1)補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの。</p> <p>(2)再生エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用できるもの。</p> <p>(3)公称の蓄電池容量が1.0キロワット時以上の蓄電池で構成されているもの。</p> <p>(4)その他については、補助金交付要綱による。</p>
<p>3 補助金額</p>	<p>■太陽光設備</p> <p>(1)対象システムの太陽電池の公称最大出力又は、パワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さいほうの値（出力基準値）に30,000（円/キロワット）を乗じて得た額または設置工事費のいずれか低い額とする。但し、出力基準値は小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(2)出力基準値は、上限を4.0キロワットとする。</p> <p>■蓄電池設備</p> <p>(1)蓄電池容量に20,000円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額とする。但し、蓄電池容量は小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(2)5.0キロワット時を上限とする。</p>
<p>4 交付決定</p>	<p>(1)申請内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、決定した内容を通知する。</p> <p>(2)審査の結果、条件を付して通知する場合がある。</p>
<p>5 実績報告</p>	<p>(1)補助事業が完了した場合は、以下の書類を提出する。</p> <p>①事業実績報告書（様式第3号）</p>

	<p>②対象システム設置工事前の屋根と建物の状況を示す写真 ※申請時に提出した場合は省略可。</p> <p>③対象システム設置工事完了後の状況を示す写真 撮影方法は別紙撮影例を参照</p> <p>i. 設置したシステムと住宅の外観が一体となっていることがわかる写真</p> <p>ii. パワーコンディショナの写真（型式等がわかるもの）</p> <p>iii. （蓄電池を設置した場合）蓄電池設備の写真（型式等がわかるもの）</p> <p>④電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し</p> <p>⑤工事請負契約書の写し</p> <p>⑥対象システムの設置に係る領収書の写し</p> <p>⑦申請者本人の住民票（転居された方は転居後の住民票）</p> <p>⑧納税証明書（納期が到来したもの） ※9月30日までに実績報告を行う場合は前年度のもの、以降は当該年度のものとする。</p> <p>⑨請求書（支出調書）</p> <p>⑩その他市長が必要と認めるもの</p> <p>(2)補助事業の完了後、電力の受給開始日から起算して30日以内、又は平成31年3月29日のいずれか早い日までに実績報告をすること。</p>
<p>6 交付額確定</p>	<p>実績報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助額を確定する。補助金交付額確定通知書（様式第4号）により通知し、補助金を口座に振り込む。</p>

～受付窓口～

市役所1階 生活環境課生活環境係

TEL 0237-42-1111（内線2174）

～受付時間～

8時30分から午後5時00分

（12:00～13:00を除く）

※郵送された書類は受け付けません。